

福井県児童科学館レストラン出店者募集要綱

福井県児童科学館レストランの出店者を次のとおり募集するので公告する。

1 趣旨

福井県児童科学館（以下「児童科学館」という。）は、子どもたちの科学に対する目や心を育て、地球や宇宙について考える施設として県内外から多数の来館者がある。今回、施設の魅力を一層高めるため、児童科学館にふさわしい雰囲気のお店と質の高いサービスが提供できる出店者を募集する。

2 施設概要

(1) 施設

ア 名 称	福井県児童科学館
イ 所 在	坂井市春江町東太郎丸3-1
ウ 構 造	鉄筋コンクリート造地上2階（一部3階）
エ 延床面積	7,075.6㎡
オ 年間入館者数	平成28年度実績 630,753人 別添1「入館者数」参照

(2) レストラン

ア 位 置	児童科学館内1階西側
イ 面 積	147.08㎡
ウ 平 面 図	別添2「レイアウト図」参照

3 出店条件

(1) 県への申請について

ア 県有財産使用許可申請書

児童科学館のレストランを使用するにあたり、県有財産使用許可申請書を県に提出し、使用許可を受ける。

イ 行政財産使用料

年額882,290円

※ 契約期間が年度途中で開始または終了する場合は、日割計算とする。

(2) 営業期間

平成30年2月頃～平成33年3月31日（予定）

※ 営業の開始時期については、福井県と協議の上、決定する。

(3) 営業内容等について

別紙1「福井県児童科学館レストラン出店者募集仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 応募資格

- (1) 福井県内に本社など主たる事務所等を有している法人、または福井県内に住所を有する個人であること。
- (2) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生管理者等）を有するものであること。
- (3) 親子で気軽に食べられる軽食、ドリンク等をリーズナブルな価格で提供できるものであること。
- (4) 飲食・喫茶業の運営に携わった経験が3年以上で、経営基盤が確立していること。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 福井県が行う指名競争入札に関する指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われているものでないこと。
- (8) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

5 応募方法

出店を希望する者は、応募申込書を提出したのち、出店申込書および企画提案書を提出すること。企画提案書は可能な限り具体的に記入すること。

(1) 応募申込書の提出

- | | |
|--------|---|
| ア 提出書類 | 応募申込書（様式1） |
| イ 提出部数 | 1部 |
| ウ 提出期限 | 平成29年11月27日（月）午後5時までとする。 |
| エ 提出方法 | 郵送または電子メールによること。※郵送は提出期限日必着 |
| オ 提出先 | 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部子ども家庭課
TEL 0776-20-0341
電子メールアドレス kodomo@pref.fukui.lg.jp |

(2) 現地説明会

- | | |
|-------|------------------------------|
| ア 日 時 | 平成29年11月29日（水）午前10時から午前12時まで |
| イ 場 所 | 坂井市春江町東太郎丸3-1
福井県児童科学館 |

(3) 質問の受付および回答

- ア 質問は、質問票（様式2-1）により行うものとする。（郵送、FAX、電子メール）
- イ 質問の受付期間は、公募開始以降、平成29年12月1日（金）午後5時までとする。
- ウ 回答は、回答票（様式2-2）により、応募申請者全員にFAXまたは電子メールにより行う。

(4) 出店申込書の提出

- | | |
|----------------|--|
| ア 提出書類 | |
| ① 出店申込書（様式3） | |
| ② 業務運営の実績（様式4） | |

③ 参加資格にかかる誓約書（様式5）

イ 添付資料 提出書類の添付資料として次の書類を1部提出すること。

<法人の場合>

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書
- ③ 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの）
- ④ 直近3期分の決算書
- ⑤ 県税の滞納のない旨の証明書

<個人の場合>

- ① 身分証明書の写し
- ② 県税の滞納のない旨の証明書

ウ 提出部数 各1部

エ 提出期限 平成29年12月11日（月）午後5時までとする。

オ 提出方法 持参または郵送によること。※郵送は提出期限当日必着

カ 提出先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部子ども家庭課

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の内容は別紙1の仕様書の内容に即し、別紙2の「企画提案書作成要領」により作成するものとする。

ア 提出書類 企画提案書（様式6）

イ 提出部数 10部

ウ 提出期限 (4)のエに同じ

エ 提出方法 (4)のオに同じ

オ 提出先 (4)のカに同じ

(6) 応募費用の負担

今回の公募への応募に際して必要となる経費はすべて申請者の負担とする。

(7) 提出辞退

出店申込書の提出を行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、上記(5)の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、辞退による不利益な扱いはない。

(8) 企画提案書等の情報公開

企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

6 出店者の選定について

有識者等で構成する福井県児童科学館レストラン出店者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者によるプレゼンテーションを実施の上、選定委員会により選定する。

(1) プレゼンテーション

ア 場 所 福井県

- イ 日 時 平成29年12月中～下旬予定（応募者に別途通知）
- ウ 提案時間 1応募者につき25分（説明15分、質問10分）とする。
- エ 準備物 ①プロジェクターを用いる場合、電子データをPCに保存の上、持参すること。
②その他配布資料があれば当日10部準備すること。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に通知する。

7 選定の取消しについて

次の場合には、出店者としての選定を取消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、県の指定する期日までに行政財産許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 出店者の選定から県有財産使用許可を受けるまでの間に、出店者の資金事情の変化等により店舗の確実な運営が履行できないと県が判断したとき。
- (3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと県が判断したとき。

なお、上記の理由により出店が取消された場合は、他の企画提案者の中から総合的に審査し、出店者を決定する。